

日本福祉大学福祉社会開発研究所 『日本福祉大学研究紀要 - 現代と文化』  
第 113 号 2006 年 3 月

## 包摂の実践者か，排除の尖兵か？

--- イギリスにおける脱専門職化するソーシャルワーク ---

伊 藤 文 人

### 目 次

#### はじめに

- 1 福祉国家黄金期におけるソーシャルワーク
  - 2 サブライサイド福祉とマネジメント
  - 3 ソーシャルワークの脱専門職化？
  - 4 アンダークラスと排除
    - 4.1 アンダークラス
    - 4.2 ブレアの下でさらに進行する排除
  - 5 要約と若干の考察
- むすびにかえて  
引用および参考文献

「ソーシャルワークはもはや過去のそれではない」

(Jones and Novak, 1993 : 195)

### はじめに

イギリスにおけるソーシャルワークは、ニュー・ライトとそれを引き継いだネオ・リベラリズムによる福祉国家主義批判とその諸政策の導入・浸透によって、大きな変動過程にある。イギリスではこの場合、大きく言って福祉に対して2つの立場があるといえるであろう。ひとつは、差し迫った社会問題に早急に対応すべく、トニー・ブレア率いる新生労働党 (New Labour) の「第三の道」の政治路線に沿いつつ、いわばプラグマティックに貧困や社会的排除の諸課題に取り組む立場である (Giddens, 1998 = 1999 ; 1999 = 2003)。そしてもうひとつは、ソーシャルワークの社会主義的な展望を希求する左派の立場で、それは改めて「第三の道」路線を批判的に分析しながら、「第三の道」という名のもとにネオ・リベラリズム路線を突き進む労働党政権の福祉

改革に対抗する理論的・実践的路線を追求しているものである (Jordan and Jordan, 2000 ; Ferguson, Lavalette, Mooney, 2002 ; Ferguson et al., 2005). 本稿の目的は、この後者の立場から展開されるソーシャルワークの社会理論について簡単に紹介し、若干の考察をしていくことにある<sup>(1)</sup>.

さて、ソーシャルワークが現代イギリス社会において果たしている役割について、彼らはどのように認識しているのだろうか。特にサッチャー改革以降の社会サービスの諸制度が再編される中で、ソーシャルワークやそれを担うソーシャルワーカーに要請される機能も変化してきたといってよいだろう。勿論、彼らは福祉国家とソーシャルワークの右派的再編には批判的であり、そのもとで進行しているソーシャルワークの現場でクライアントとの敵対的情况に直面するソーシャルワーカーたちの混乱や彼らの実践そのものが市民社会から乖離する傾向に懸念を表明する。これらの点について、彼らの主張を整理してみよう。

彼らは、過去四半世紀に起こったイギリスにおけるソーシャルワークを取り巻く環境変化とその重要な変質 (transformation) について、その原因や帰結について論評を試みている。それによれば、右派的再編による社会福祉サービスに対するあからさまな「攻撃 (attack ; assault)」から、ソーシャルワークを展開するにあたっての予算削減やビジネス・マインドの運営方法の導入によって、ソーシャルワーカーとクライアントとの敵対的關係が醸成され、そのことがソーシャルワークそのものの存在意義を脅かすことへつながっているとする (Jones and Novak, 1993 : 195)。また、ネオ・リベラリズムのグローバリゼーションが社会を分析し、人々の社会経済的格差を拡大している渦中であって、これに対抗するグローバルな社会正義の達成を要求する市民社会運動の胎動を受けて、ソーシャルワークの側からの働きかけが切迫した課題になってきているとも指摘している (Ferguson and Lavalette in Ferguson et al., 2005)。そのような彼らの分析をやや詳細に整理する前に、ニュー・ライトによる福祉改革後のソーシャルワークの変質が、戦後福祉国家黄金期のそれと断絶的な様相を帯びていることを明白にしておくために、サッチャー政権登場までのソーシャルワークの展開について簡単に素描しておこう。

#### 注

- (1) イギリスにおける福祉イデオロギー論の類型からすれば、本稿でいう「左派」の立場は、民主社会主義派 (Democratic Socialism) とマルクス主義派 (Marxism) の2潮流に大別できるであろう (George and Wilding, 1994)。前者の立場からソーシャルワークの社会主義的展望を試みている論者としてビル・ジョーダン (Bill Jordan) が指摘できよう (Jordan and Jordan, 2000)。しかし、本稿では、後者の立場からソーシャルワークを検討しているグループを考察対象とする。ここで対象とするのは、特にマルクス主義の立場から社会政策とソーシャルワークの研究と実践にコミットメントしている北部地方 (イングランド北部とスコットランド) の研究者グループ (Chris Jones, Tony Novak, Iain Ferguson, Michael Lavalette, Laura Penkesh, John Harris, Gerry Mooney) の主張である。なお、ビル・ジョーダンの立場については、別稿で論ずる。

## 1 福祉国家黄金期におけるソーシャルワーク

ソーシャルワークの近代的起源は、周知のとおり、19世紀の後半に、それまでの様々な民間(慈善)事業で培われた貧困者への援助や支援の方法および諸団体を体系的に組織化しようと、全国統一的なコーディネーションに乗り出そうとした慈善組織化協会(Charity Organisation Society: 1869年設立。以下COSと略)の設立に求められるといえよう。彼らはその実践の蓄積から独自のケースワークを生み出していったが、その実践を支える社会規範や社会理論は、ヴィクトリア朝のイデオロギーそのものであり、貧困現象の非階級的把握と個人的貧困観に支配された人間理解とが顕著であった(Jones, 1983; Jones in Jones, 1997: 180-181; Jones in Adams et al., 1998: 34-37; Mooney in Lewis, 1998)。このCOSの指導者たちの主張は、ことごとくニュー・ライト・ネオ・リベラリズムの主張と連続的な関係にあると考えられる(第2節以降参照)。

その後20世紀に入って、大規模な失業・貧困問題の発生に苛まれたイギリスでは、リベラルリフォーム(Liberal Reform: 自由党改良)以降の社会改革の時代に入り、貧困の社会科学的把握(発見と測定)と対策に追われ、二度の総力戦を経て、ベヴァリッジ・プランから戦後の福祉国家システムを成立させる(Novak, 1988; Novak in Lavalette and Pratt, 2001: 180-182)。福祉国家システム(所得保障制度と国民保健制度: National Health Service - NHS, 教育制度の拡充が中心)が確立され拡大していくなかで、ソーシャルワークの枠組も、かつてのCOSの性格を縮小しつつ、戦後の社会民主的なイデオロギーによる第二の近代化を遂げるようになった。ソーシャルワーク研究の大家であったヤングハズバンド(E. Younghusband)は、「ソーシャルワークに対する態度の変化は、概ね第2次世界大戦の結果生じた。一言でいえば、他のいかなる職業によっても十分に為され遂げられなかった重大かつ有益なことが、ソーシャルワーカーによって為されることが認識され(た)」(cited in 津崎, 2003: 20)と評している。

戦後の左右両陣営の福祉国家主義コンセンサスという比較的平和な時期に、ソーシャルワークは市民社会に必要な機能を果たすものとして受容されていった。その事實は、やがて地方自治体の社会サービス部門に各領域のソーシャルワーカーが順次配置されることになっていったことから理解できよう。この定着過程は、シーボーム報告(1968年)を機として一応の完成をしたといえるだろう。「特に1970年以降自治体各部局が所管する社会福祉業務が70年自治体社会福祉法に基づき社会福祉部(Social Service Department: SSD)に統合されてから、ソーシャルワークは全盛期を迎え、オイルショックまでの70年代前半は英国ソーシャルワークの黄金期と呼ばれていた」(津崎, 2003: 287)のであった。

このように、ソーシャルワーカーは普遍主義的福祉国家の行政サービスを展開するにあたっての不可欠な担い手として、その役割を増していった(Jones in Adams et al., 1998: 37-40; Jones in Davies, 2002: 10-11; Harris in Ferguson et al., 2005: 83-84)。彼らは、国家福祉の拡大が自明な時期に、福祉を実践・提供しながら、クライアントと社会をつなぎ合わせ、彼らの市

民権を擁護しつつ「社会統合」を果たすための役割を担う、実質的な自律性と裁量性を保持する福祉官僚制専門職 (bureau-professional) として存在してきたのである (Harris, 2003 : ch.2).

## 2 サプライサイド福祉とマネジメント

しかしながら、サッチャー政権以降の福祉国家体制は、ニュー・ライトからのあからさまな攻撃による再編過程に入った。そのもっとも顕著な変化のひとつは、戦後から左右両陣営のコンセンサスを経て発達してきたソーシャルワークへの市民権が崩れ始めたことである。それまで市民社会に受け入れられてきたソーシャルワークは、右派の制度そのものへの攻撃とイデオロギエ的攻撃によってその市民権を奪われていき、その結果クライアントの大半を占める労働者階級、特に貧困で社会の周縁に追いやられた人々に対する、より抑圧的・統制的な性格を志向するようになった (Jones and Novak, 1993 : 196 ; Jones and Novak, 1999)。

そこで、制度的改革について素描しよう。ニュー・ライトによるマネタリズム的経済改革と福祉予算の削減は、具体的には所得保障制度の改革 (削減) と地方自治体社会サービス部の組織的改変に帰結した。特に所得保障削減を目指すファウラー (Norman Fowler) 改革と中央による地方統制 (1982年地方自治体財政法や1984年地方税改革法の導入) は、地方自治体の裁量を封じ込め、タイトな規制をその社会サービス部門に課した。いわゆる国家福祉の民営化 (privatisation) と、ヴォランタリー・セクターやインフォーマル・セクターを大胆に活用するという一連の規制緩和路線である (Harris in Ferguson et al., 2005 : 84-85)。

ファウラー改革は、1986年社会保障法として帰結する。改革の焦点は3つあった。第一に、社会保障制度は最もそれを必要とするものを給付対象とすること、第二に、社会保障制度は経済政策とリンクしなくてはならないこと (経済成長の優先と企業のコスト削減および労働力流動化と創出に寄与しなくてはならない)、第三に、制度の行政効率を高めること、である。その中身は、所得比例年金は継続されたものの、その水準を引き下げ、個人年金や職域年金加入者をそこから適用除外にし、私的年金加入を奨励したことや、公的扶助制度である捕捉給付制度 (supplementary benefit) を所得補助および社会基金制度 (income support and social fund) に改めたことである。後者には、特に選別主義の強化と不正受給を防止する意図が濃厚であった (大山, 2005 : 5-7 ; Novak, 1988 : 191-193)。

1987年以降ニュー・ライト政権は、更なる支出制限、(広義の社会サービスの) 公的供給の廃止、民間商業部門の運営方法の公的部門への拡大、福祉にかかわる「専門職」の削減を追求し断行していく (Harris in Ferguson, et al., 2005 : 87-90)。

ニュー・ライトは社会保障制度改革に続いて、社会サービス制度改革にも着手した。それは、社会サービス購入者と供給者を分離させ、市場メカニズムの要素を導入する擬似市場 (quasi-market) 概念が活用されることに繋がった。これは1990年の国民保健制度 (NHS) およびコミュニティケア法 (93年より実施) に帰結する。この擬似市場概念導入に伴って登場するのが、

民間企業再生の手法として登場し、それを公的部門にも適用するという、いわゆる「マネジメント文化 (management culture)」である (Harris in Ferguson et al., 2005 : 84-85 ; Harris, 2003). このマネジメント文化は、3つの‘E’ (Economy : 経済性, Efficiency : 効率性, Effectiveness : 有効性) を公共部門に導入したことに象徴される。これによって、中央の検査委員会が地方自治体の財政パフォーマンス (cost-benefit 論による、バランス・シートの均衡) を監査する形が定着していくのである (Harris in Ferguson et al., 2005 : 84-86).

そのNHSおよびコミュニティケア法に関していえば、保健省指針によって次の3つの要素が重視されていた。第一に、個人のニーズのアセスメント業務や認定されたニーズ充足のためのサービス調整・購入業務とサービス提供の分離、第二に、ケアマネジメントの役割重視で、ソーシャルワーカーはアセスメントとケアパッケージの委託・購入過程への習熟専門化を志向すること、第三に、サービスの調整・確保に市場メカニズムを重視し、大部分は各種の営利・非営利民間機関から購入することを奨励するもの、である (津崎, 2003 : 290).

要するに、ニュー・ライトによる福祉改革は、第一に、社会サービス全般の市場化 (marketisation) への志向、第二に、「福祉の複合体」 ('mixed economy of welfare') 概念の導入 (供給部門の多極化)、第三に、福祉に関する市民への責任を中央政府から地方政府へ移譲すること (1990年のNHS・コミュニティケア法)、第四に、運営方法としてのマネジメント主義の導入、の4つに集約できるものであった (Ferguson and Johnstone in Lavalette and Pratt, 2001 : 150).

この制度改革の背景には、ニュー・ライトによる福祉国家主義批判のイデオロギー的攻撃があったことは言うまでもない。ヴィクトリア朝の価値観の復活を夢見るニュー・ライト政権からすれば、福祉の無条件的拡大は、国家への依存者を増やし、既存の社会道徳を破壊するという主張にほかならない。これはお馴染みのものであったものの、メディアも同様な態度をとることによって悪しき福祉クライアント像が創り出されたのである。

物質的な福祉 (現金・現物給付を含めた所得保障) の削減は、貧困や失業、質の悪い住宅やホームレス、家庭内問題や精神の問題に苛まれているクライアントにとっては痛手であったが、同時に、イデオロギー的な悪意の弾幕は貧困状況に生きる人々に対して大きなインパクトをもたらしたことは想像に難くない。政府は容赦なく彼らを不道徳だと攻撃 (stigmatisation) を浴びせ、貧困者が自らの状況を自己批判するように仕向けた (Jones and Novak, 1993 : 197 ; Jones in Parton, 1996 : 207). このことは、福祉クライアントへの非難にとどまらず、ソーシャルワーカーへも向けられることになる。というのも、日々創造的な実践を試みているソーシャルワークの社会理論は、ニュー・ライトの支持する伝統的家族観や労働倫理観らと真っ向から対立しており、ソーシャルワーカーがクライアントを甘やかすことによって、わざわざ「依存の文化」を創造しているものと非難されたのである。そのような惰眠養成を促進し、手助けをするようなソーシャルワーカー養成は、明らかに社会にとってマイナスに作用するのであって、制限されなければならないというのがニュー・ライトの主張であった (Jones and Novak, 1993 : 198-200).

### 3 ソーシャルワークの脱専門職化？

これら貧困支援を本来的に不必要なもののみならずニュー・ライトの攻撃によって、ソーシャルワークが展開できるための社会資源は、その削減によって極端に不足することになり、その役割(機能)は変質していく。ソーシャルワーカーの役割とそのクライアントとの関係は再編され、クライアントのニーズが増大した反面、ソーシャルワークによる対応が合理化されていったのであった。この影響は、クライアントの惨状を更に悪化させた。そしてそれはソーシャルワーカーへの攻撃へと転化していくのである。

クライアントに供与すべき社会資源を制限され、さらにそのアクセスへの手続きが煩雑化された結果、戦後の福祉国家主義のもとでそれまでに培ってきた、リベラルで人間味溢れた、また社会民主的な諸特徴がソーシャルワークから駆逐されてしまったのである (Jones and Novak : 1993 : 202)<sup>(2)</sup>。

津崎が述べているように、「端的には、(ニュー・ライトの改革以前までは - 引用者) ソーシャルワーカーはクライアントのニード充足に要する財政基盤や資源動員の予算の意味合いには原則上考慮する必要はなく、ニード充足を目標とする実務に邁進できたのであ(った)」(津崎, 2003 : 287) のだが、ニュー・ライトの制度改革路線は、ソーシャルワーカーが決定できる裁量権や自律性を封じ込めていくことになり、それは彼らを直接雇用している機関や監督者(マネージャー)に移管されてしまうのである。これはソーシャルワーカーの執行権力の下請け化に他ならないものであった (Jones and Novak, 1993 : 203 ; Harris in Ferguson et al., 2005)。

こうした結果は、ソーシャルワーカーとクライアントとの間に楔を打ち込むことになり、両者の摩擦的・敵対的關係を醸成する現象をもたらした。使用できる社会資源や人員をカットされた地方自治体の社会サービス部門(特に深刻な貧困者を抱えるインナーシティ地域)は、深刻なクライアントとの対立關係に陥ったのである。ソーシャルワーカーの児童虐待問題での介入失敗の多発やソーシャルワーカーへの暴行事件が多発していくことによって、ソーシャルワークは、危険と隣り合わせの職業として描かれ始めた。ソーシャルワークは、それ自身が取り巻く劇的な環境変化によって、本来の実践を実行しえず、次第に制限的、排除的、統制的な原理に覆われていき、クライアントとの距離が離れ、彼らとのパートナーシップを築くことが困難になっていったのである (Jordan, 1988 : 202, 345 ; Jones and Novak, 1993 : 203 ; Jones in Jones, 1997 : 181)<sup>(3)</sup>。

こうした現象と並行するように、ソーシャルワーカー養成教育課程もそれに沿う形で改革が進められてきた。ソーシャルワーカーに必要不可欠とされる社会科学的な知的基盤は軽視され、掘り崩されていき、さらに批判的現代思想も高等教育における養成プログラムでは忌避される傾向が強まった。特にこれらの養成教育を担っている 1960 年代後半に学生時代を過ごした世代が、ラディカルな思想や活動を活発化させ、ソーシャルワークの過激化をもたらしているとして政府

や右派から敵視され、養成カリキュラムへのイデオロギー的統制（没価値的な教育編成）が進んだ（Jones and Novak, 1993 : 204 ; Jones in Parton, 1996 : 205-206 ; Jones in Jones, 1997 : 189-192 ; Webb in Parton, 1996）.

具体的には、ソーシャルワークの基幹資格取得研修の内容を拘束する中央ソーシャルワーク教育研修協議会（The Central Council for Education and Training in Social Work : CCETSW）の教育研修目標・内部規定文書から、アドボカシや資源開発、環境要因考慮や社会変革機能が後退し、代わりにケアマネジメント機能が前面に出されたのである（津崎, 2003 : 295）. また、マネジメント主義の浸透によって、養成教育課程にビジネス・マインド（'Best Value' regime）の注入が始まった。これを、ソーシャルワークをめぐる（第三の）「近代化（modernising）」と新生労働党は位置づけている、とハリスは指摘している（Harris, 2003 : ch.5-6 ; Harris in Ferguson et al., 2005 : 90-92）.

こうしてソーシャルワークは、次第にサービスとビジネスの境界線上に置かれていくことになっていった。こうした諸現象を当時から予測して、ジョン・クラークは象徴的に「アフター・ソーシャルワーク？（After social work?）」（Clark in Parton, 1996）と評していたが、このようなトレンドは、現場でのソーシャルワーカーの深刻なアイデンティティ喪失傾向や疎外現象として現れて行った。彼らは制度改革に振り回され、ソーシャルワーク本来の目的や実践をすることができない状況に追い込まれていった。それは多くのインタビューを通じて「ストレスと喜びのない（stress and unhappiness）」ソーシャルワーカー像が浮き彫りになっていることから理解できる。これらの事実、クライアントとの関係悪化を強調したもののだが、多くのソーシャルワーカーのストレスやフラストレーションは、クライアントとの関係から発生するというよりも、むしろ彼らが所属している組織との関係によって引き起こされていることが明らかになりつつある。

この点に関しては、ジョーンズが複数のソーシャルワーカーをインタビューし、その実態を明らかにしている。あるソーシャルワーカーは、彼にこう言っている。「私がみるところ、上級マネージャーたちはソーシャルワークに対する思いがなにもないですね。彼らはマネージャー、プロのそれであって、まったくといっていいほどクライアントを感じないし、彼らに思いをはせることもない」（Jones in Ferguson et al., 2005 : 106）。また別のソーシャルワーカーはこうもコメントしている。「仕事をしている上で一番のストレスは、業務中にマネージャーに常にモニタリングされる恐怖（ケアマネジメントの早期実行化のこと - 引用者）があるからです。私たちにはどうにもならない。……ほとんどのマネージャーの関心は、ソーシャルワーカーに圧力を与えることと関係なく、仕事を配分することです。……マネージャーたちが私を守ってくれるって？私は信じていませんよ。自分で自分を守るしかない」（Jones, ibid. : 107）。フロントラインの実践者とマネージャーとの断絶は驚くほどに大きくなっているといえよう。

多様で複合的な貧困問題が増大しているにもかかわらず、硬直化した対応や書類仕事の増大などによって、ソーシャルワーカーはクライアントと直接充分な対面をすることができずにいる。

また所属する組織（雇用者やマネージャー）からの系統的な専門職としてのアドバイスや支援を受けられないことがさらに問題を悪化させている。ケアマネジメントとソーシャルワークは明らかに異なるものであることを多くのソーシャルワーカーたちは知っているが、彼らは過度に抑制された環境のなかで、自分たちのソーシャルワーク実践の方法や権能に、もはや信頼しかつ是認しえないと感じ、疑心暗鬼状態になっているという（Jones in Davies, 2002 : 14-15 ; Jones in Ferguson et al., 2005 : 98-102）。こういう状態は、ニュー・ライトのイデオロギーや制度的改革を実質上引き継いでいる新生労働党政権においても変化しておらず、むしろ悪化しているともいえる（Mooney in Lavalette and Pratt, 2001 : 195-202 ; Jones in Ferguson et al., 2005 : 102-106 ; Harris in Ferguson, *ibid.* : 91-92）。

こうした現場の混乱は、ソーシャルワーカーを志す人々に不安を掻き立てている。実際、近年の養成課程での学生たちのドロップアウト率も高く推移していることが指摘されているし、よしんば養成課程を経た後に資格取得をしても、ソーシャルワーカーとして登録する者は決して高くはないのである（Jones in Davies, 2002 : 17 ; 津崎, 2003 : 295）。これはソーシャルワークのケアマネジメント化によって、資源効率や介入目標達成指標が報酬に連動することなど、専門実務への市場原理の導入とおそらく関係している（津崎, *ibid.*）。

このような状況の中で、ソーシャルワーカーやクライアントがともに疎外に陥っている点について、正確に分析するソーシャルワークの社会理論を批判的に構築しなおすことが、私たちに求められているとファーグソンとラヴァレットは主張している（Ferguson and Lavalette, 1999 ; 2004）。

注

- (2) 1994年のベルリン国際映画祭の受賞作品である、ケン・ローチ監督の『レディバード&レディバード』（イギリス）で発表されている社会福祉制度の機能とソーシャルワーカー像は、まさにジョーンズらが懸念している姿そのものであると指摘できよう。
- (3) ただし、ソーシャルワークの本質は社会ダーウィニズムを基盤とする性格も色濃い、とジョーンズは別のところで指摘している（Jones, 1983 ; Jones in Adams et al., 1998 : 38-40）。

## 4 アンダークラスと排除

### 4.1 アンダークラス

こうしたソーシャルワークの変質の最も端的なメカニズムの起点は、ソーシャルワークの対象（者像）を再定義する試みと関連していると言ってよい。つまり、ソーシャルワークの対象像の転換である。これはニュー・ライトの思想とその結果としてのイギリス保守党政府の社会戦略を通じてなされてきたもので、イギリス社会には「アンダークラス（underclass）」が出現した、という認識が出発点となっている。アメリカの右派の論客であるチャールズ・マレー（Charles Murray）によって力説されてきたこの階級認識は、多様なメディアによる（福祉へのネガティ



ブ) キャンペーンや政府の制度改革及び調査報告を通じて形成されてきたものである (Jones and Novak, 1993 : 204-205 ; Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 186-187) .

アンダークラス論によれば、ソーシャルワークのクライアントの大部分を構成するであろう貧困者や社会から周縁化された人々は、もはや社会的にも心理的にも剥奪された者 (the deprived) でもなく、<sup>エン</sup> <sup>ン</sup> <sup>パ</sup> <sup>ワ</sup> <sup>ー</sup> 権利的支持を付与される完全な市民として社会復帰を目指す能力を有する社会成員<sup>メン</sup> <sup>バ</sup> <sup>ー</sup> でもないと声高に指摘されるようになった。彼らはその代わりに、社会から道徳的に非難されるべき存在として捉えられ、一般市民とは異なる、逸脱行動を伴った文化的他者 = 階級構成上の最下層よりもさらに下位 (under) に位置するといった「階級」ですら「ない」、市民とは一線を画した「よそ者」(they are 'not one of us') として認識されている (Jones and Novak, 1993 : 205-206) .

極論すれば、彼らは人間として承認されていない。なぜなら、彼らはノーマルな結婚や家庭生活を築かないし (片親家族など)、就労への倫理感に欠け (長期失業)、法と秩序を軽蔑し、あるいは破壊している者 (ordinary offender) とされ (犯罪の増加)、福祉給付に依存し続けるからである。そのため、アンダークラスには、ソーシャルワークが追求してきた社会統合を促す介入というよりかは、監視・管理と統制を常時必要としなければならないというのである。それは警察による予防拘禁に近いものである (ibid. : 206-207 ; Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 186-187) .

これらの貧困者や周縁化された者たちを「悪 (bad)」として定義するのが、このアンダークラス論である。彼らは悪いから貧困になり、犯罪に染まるというのである。貧困は徐々にアンダークラスと同義的に捉えられ始め、象徴的に、彼らは国家の法と秩序政策の転換、つまり特に都市部での貧困者 (アンダークラス) を統制・支配するために警察が準軍事的に組織化されることによって表象されることになったのである。事実、各自治体は貧困と犯罪の結合を刑事的に予防する政策を採用したため、貧困問題に警察が介入する場面が増加したのであった (Jones and Novak, 1993 : 206-207) .

アンダークラスは市民社会における「内なる敵 (enemy within)」として認識され、もはや救済が不可能な「危険な階級 (dangerous class)」として捉えられたのである (Jones and Novak, 1993 : 206-207 ; Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 186-188) . そしてそれは一定の箇所に集積され管理を伴うような、市民社会からは「遺棄される (abandoning the poor)」べき対象となったのである (Jones and Novak, 1999 : 176) . というのも、アンダークラスの持つ逸脱的な文化規範や価値観は市民社会が許容するそれではなく、そのような特殊な価値の汚染 (contagion) から市民社会は区別され擁護されなくてはならないとされたからである (Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 187) .

このことを端的に象徴しているのが、「児童ケアから児童保護へ (from child care to child protection)」という名称変更である。なぜならソーシャルワークは「ケア (care)」というよりも「危険な事柄や集団を予防 (拘禁) する技術」を発達させ、それを実践に適用するよう強調・

奨励されたからである。言い換えれば、児童保護（領域のソーシャルワーカーたち）の焦点は、モニタリングによる「ハイリスク集団」を予め特定・選別しておき、危険な因子をそうでないそれから引き離すことになったからである。かつてはめったに予防的介入をする必要性はソーシャルワーカーにはそれほどなかったが、今やそうはいかない。暴力や虐待から児童を守るということは勿論必要とされるであろう。しかしそのことが彼らの主要な任務とされるとすれば、なおさら現場の彼らは、虐待の背景にある、多角的な貧困問題に深く関わっていく余裕を持たねばならない。しかし現実にはその余裕はない（Jones and Novak, 1993 : 205, 207-208 ; Jones in Davies, 2002 : 15）。

ここで国家の期待するソーシャルワークの性格が明確になってくるであろう。それはもはやかつての人間味溢れた、社会民主的な視野を基盤とし、人々を社会のメインストリームに再統合する実践にはほど遠い。今やそれは貧困によって社会的に周縁化された人々の大半を監視し管理することに責任を負った鑄造し直された装置（apparatus）に過ぎないのである。ソーシャルワークによる人間の復権や名誉回復（rehabilitation）の概念は、今や抑圧・処罰とアンダークラスの訓練・陶冶（discipline）への要求へと取って代わられたのである（Jones and Novak, 1993 : 209 ; Jones in Jones, 1997 : 188-189 ; Jones and Novak, 1999 : ch.3-4）。救済によるクライアントの社会統合と彼らの市民権を獲得することを支援するものとしての「実践（practice）」は、どこかへ消え去り、逆に市民権の剥奪とほぼ同義の排除（exclusion）を福祉の名のもとに実行する、半ば警察的な尖兵をソーシャルワーカーというのである。

#### 4.2 ブレアの下でさらに進行する排除

近年、「貧困（poverty）」に代わって、有力視されている「社会的排除（social exclusion）」という概念がある。EU委員会によって提案され承認を受け、イギリスにも導入されたこの概念は、単なる所得や金銭の給付の欠如ということの意味するのではなく、人々の多角的な剥奪の側面を指しており、なによりもその動的な排除過程（人種主義やセクシズムを含んだ）に焦点を当てている新しいそれである。しかし、他方で社会的排除は政治的討議の結果として産まれた妥協的な概念であるとも指摘されている（Jones in Davies, 2002 : 13 ; Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 189）。

もともとこの概念は、フランスのデュルケーム有機的連帯論から出発した経緯を持っている。これに影響を受けた社会的排除概念にしたがって多くの政策が実行されており、それはブレア政権の政治的使命となっている。社会的排除というサイクルが貧困を悪化させ再生産しているから、その悪循環を断ち切るプログラムが社会的包摂（social inclusion）として捉えられている。

ブレア政権の実質的なブレーンであるギデンズは、社会的排除を断ち切る社会的包摂を次のように説明している。社会的包摂とは「市民権の尊重を意味し、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することである。またそれは機会を与えることを保証することによって、公共空間に参加する権利を保障することを意味する。労働が大きな役割を果たす社会にあって、雇

用へのアクセシビリティを広げないといけない。その意味では人々のエンプロイアビリティを拡大するための方策が必要とされる」というものである (Giddens, 1998 = 1999 : 174)。

ブレア政権が明白に述べているところによれば、かつての諸政府は、貧困を制度化するほうがそれを解決するよりも簡単であったのだから、給付金を配っていたとする。そうではなく、機会を均等に保証し人々の尊厳を勝ち取るためのプログラムを必要としているのであり、これこそが極めて現代的な問題である、と (Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 189)。

ところが、そのようなブレア政権の政治的レトリックとは裏腹に、実のところ、社会的排除論——を基盤とする社会的包摂プログラムが進行するなかで——が、貧困と不平等の争点を政治的アジェンダから静かに退場させたことが重要なのであるとノヴァックはいう (Novak, *ibid.*)。これはどういうことか。

概念としての社会的排除は、社会における2つの集団を示唆している。ひとつは「排除された少数派 (the excluded minority)」と、もうひとつは「包摂された多数派 (the included majority)」である。社会的包摂プログラムによって、前者が後者になったとき、多くの包摂された人々は共通の状況や利害を有していると思われがちである。しかし、多くの証拠が示すところによれば、後者のなかで、所得と富 (資産)、教育、健康、住宅、ライフチャンスを問わず、不平等な度合いは全人口規模で増え続けているという (Novak, *ibid.* : 190)。要するに「包摂された人々」は一枚岩ではないのだ。この種の単純な区分では、資本と富の所有のいかなる証拠も見出すことができずに搾取関係的な階級認識への知見はほとんど出てこない。したがって、むしろ不平等を隠蔽してしまう結果になるとムーニーは指摘している (Mooney in Lewis et al., 2000 : 160-161)。

ブレア政権においても、排除された人々に雇用の場を機会の保証として公平に提供すること、そしてその条件を整備し、最低賃金を制定することが政府の責務と認識されてはいる。しかしその場合でさえ、排除された人々がどのような種類の仕事を不得、どのような生活レベルになっているか、ということは大きな問題にされはしない。仕事があったとしても、それは働いても働いても生活水準の向上を望めない、低賃金の惨めな仕事 (ハードワーク) でしかない (Jones and Novak, 1999 : 55 ; Toynbee, 2003 = 2005)。しかし、むしろ機会を提供した国家に対するクライアントの義務と責任が、彼らの権利よりも強調されることになる。提供される雇用の多くがハードワークだとすれば、多くの人々の尊厳を守ることは難しい。貧困者の社会統合を図る上で直接的な影響力があると思われる所得を実質的に向上させる課題を、労働党の政治的レトリックはどうであれ、それを政府の責任とせずに忌避しているのである。しかも、社会政策領域に適用された社会的排除概念は、非常に狭く捉えられてしまっているため、政府にとっては、ワークフェア (workfare) にほぼ限定することが、手っ取り早い排除から包摂への回答になってしまう (Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 190-191)。

したがって社会的排除論は、表面的には、アンダークラス論ほど軽蔑的な概念ではないけれども、多くの点で同様の仮定やインプリケーションを社会政策に対して持っているのが特徴といえ

る。したがって、この概念はクライアントの市民権を擁護していくという、政治的な争点を惹起する積極的なそれとも言えないのである (Novak, *ibid.* : 190-191)。しかもそこでは、ソーシャルワークが独自性を発揮する領域がかなり限定されている。多様な問題を抱えるクライアントたちを、結局は労働に駆り立てることだけでは、彼らがその仕事をするに足る広範な社会経済的環境を享受しえない状態にあることを等閑視しており (Novak, 1997)、少なくともそこでソーシャルワークが役割を果たすとすれば、クライアントの監視・管理と資源管理とその統制という門衛 (gate-keeper) に変質したものとなり (Jones and Novak, 1993 : 203)、クライアントたちに絶望感を与えることに寄与するという皮肉なものとなる (Jones in Davies, 2002 : 14)<sup>(4)</sup>。

注

- (4) この点の貧困者 (公的扶助 : 所得補助・社会基金受給者) とソーシャルワーカーのやり取りの具体的な過程は、トインビー (2003 = 2005) に詳しい。トインビーは公的扶助を受給しながら、政府のプログラムに沿った仕事を転々としながら、貧困からの脱却を試みた。この著作は彼女が貧困者に成りすまして実施された参与観察的なルポである。例えば、次のような社会基金担当者とのやりとりは興味深い。

「がらんどうの部屋に家具を入れたいのですが、いくらいただけますか」

「ゼロです」

「ゼロ! ?」

「貸付しかできないのです」

「私が困窮者でも、ですか」

「そうです、ローンだけです」

「わかりました。ではローンで、いくら貸してもらえますか」

「あなたの収入は?」

「いまは、週 160 ポンド [約 30,200 円] 前後になると思います」

「で、いくら必要ですか」

「私の部屋には本当にににもないので、できるだけたくさん借りたいんですが」

「いやいや、それは順序が違います。あなたが希望金額をいって、それが妥当かどうか私が判断するのです」

「希望金額を少なくしたほうが、通る可能性が高いかしら」

「どうでしょうな。少なくとも、あなたの信用度は上がります。このローンで何を買うつもりか、言ってごらんなさい。それが妥当かどうか教えますから」

「まず、ベッドはどうしても必要です」

「なるほど。確かにベッドは不可欠です」

…… (中略) 帰るまえにもう少し聞いておきたいことがあった。週 53.05 ポンド [約 10,610 円] の求職者手当をもらっていて、仕事が見つかった場合、最初の週給が支払われるまで手当をもらいつづけていいだろうか。「だめです」が答えだった。

「すると、働きはじめた最初の日から、社会給付金は打ち切られるんですか」

「そうです…… (略)」

…… (中略) ……

「それじゃ、最初の週給をもらうまでどうやって食べていけばいいんですか。いまでもわずかな給付金しかもらっていないのだから、貯金なんてできませんよ」

「前借りを頼む手はありますよ」

「まさか! 就職してそうそうに前借りなんて、無理ですよ。入れ替わりの激しい低賃金労働者なん

だから……」

…… (略) ……

相手が給付担当者の係官というより、高利貸しに見えてきた。

…… (略) ……

(給付担当者)「私は、申請者が『逼迫した状況』にあるかどうかを考慮することになっています。しかし、ここにくる人はすべて『逼迫した状況』にあると思いませんか。マニュアルによれば、ローンや援助金によって改善できるような種類の状況かどうかを考慮して、ローンや援助金ではどうにもならないと思えば、お引取り願うことになっているんですがね」くだらない制度だが、最善を尽くすしかない、という口調だった。

(以上、24頁から33頁。ただし金額表示はアラビア数字に書き換えた)

貧困者が困窮し、貧困から脱却をしようとしている前に立ちはだかるのは、早々に借金をさせる制度であったのである(イギリスの社会基金制度は、一時的必要に応じる場合は全てローンである)。日本の生活保護制度における、家具什器購入時の一時扶助制度の活用や就労助成制度の方が、運用次第によっては受給者にとって理解しやすい弾力的な制度であるように思える。

## 5 要約と若干の考察

以上を要約しながら、若干の考察を試みることにしよう。

まず右派的イデオロギーによる福祉攻撃と制度的再編によって、ソーシャルワーカーの役割は劇的に変質した。それは端的にソーシャルワークの「脱専門職化 (deprofessionalisation)」への過程であるといえる。では、この「脱専門職化」とは具体的に何をあらわしているのだろうか。

われわれは、ニュー・ライトによる改革手法が所得保障の削減とソーシャルワーカーの自律性と裁量権を統制する、「マネージャー」への権限委譲による社会資源の管理(マネジメント主義)に求められてきたことをみた。また、ニュー・ライトの経済社会政策に立脚してきた福祉制度は、労働党政権においても実質的に引き継がれているが、そのもとに置かれている社会福祉は、要するに市場化され、多くのクライアントは消費者として置き換えられたこと(勿論、福祉サービスを消費できる者に限られるという意味で)もみてきた。サービスを消費する者を相手にするには、マネジメントが必要になる、ということである。これがハリスのいうところの近代化された「ソーシャルワークビジネス (social work business)」の意味である。その地盤変化の中では、福祉的活動の特徴は、社会正義と平等ではなく、'value for money' に立脚した、必要 (need) に応える「実践 (practice)」よりかは資源管理に応える「運用・管理 (administration ; management)」が顕著になってきている。

しかしながら、この変化は福祉の現場 (front line) をソーシャルワーカーという半自治かつ自律的な職種から奪い去り、サービス供給者(機関)への従属的な職種へと変換することを意味している。ソーシャルワーカーは、「ケアの実践者」から、限りある資源を合理的にかつ有効に使用するために多くのクライアントを抑圧・監視・管理する「門衛」になりつつある。それはソーシャルワークの「実践哲学」ではなく、単なる「制度行使 (マニュアルの認識化)」に過ぎ

ないものである。マニュアルを行使するだけの門衛に哲学はいらないのだから、配給 (delivery) 技術の重視と専門職養成課程での教育は社会認識 (社会科学) を軽視してもよいということになるであろう。

そして、ソーシャルワーカーの門衛化を後押ししているのが、ソーシャルワークの対象認識 (特に貧困者の定義) の転換である。貧困者は、その大半が「アンダークラスという危険な階級」なのであるから、わざわざ「解決」をして「社会統合」を図るような「実践」対象ではなく、社会秩序の安定の立場から、秩序を脅かさない範囲で半ば「放置される状態」にしても構わないというのである。それが嫌ならば、秩序に服従することこそ要請されるべきことなのだ。

ところで、社会的排除論は、ブレア政権にとって、広範に排除された人々を社会的包摂へつなげるという意味で大きな政策課題になっている。しかしその政治的レトリックとは裏腹に、逆に排除が進行していることが大きな問題といえないであろうか。というのも、社会と個人の間へ介入し、両者の関係を緊張関係から弾力的関係に変えながら、ファブリックな社会統合を促す役割を担ってきたソーシャルワーク実践は、いわば人々を当該社会から排除しないこと (市民権の擁護) を追求してきたからである。

言い換えれば、ソーシャルワーカーは、社会における個人と集団間の非排除役を担ってきたのである。なぜなら、ソーシャルワーク実践の最前線 (front line) は、「貧困 / 非貧困」「剥奪 / 非剥奪」「排除 / 非排除」といった問題を構成する境界線上にあるからである。にもかかわらず、ブレア政権の社会的排除論を基盤とする諸政策は、ソーシャルワークが果たして来た、社会における「非排除的实践」(境界線上での格闘) の成果を過小評価してしまい、排除から包摂の主要経路をワークフェアにほぼ限定してしまっている。そこで提供される仕事の内容 (ハードワーク) から見ても、ニュー・ライトの見解の焼き直しに過ぎず、真に政治的なアジェンダになるようなものでもない。なぜなら、ニュー・ライトもブレア政権も、市場の力を絶対的な前提にしつつ、機会の保証を提供することこそが政府の責務であると自己限定しているからである。政府がわざわざ雇用を提供しているのに、それに積極的に「参加しない」あるいは「馴染まない」のは、クライアントの個人的資質や能力が低いからだ、と政府は責任回避的に言えることになるであろうし、事実政府はプログラムに積極的に参加しないか、あるいは成果が見られない者に制裁 (sanction) を与えることを明記しているのである (Novak in Lavalette and Pratt, 2001 : 192)。

さらに言うならば、アンダークラスとされる人々は、社会的包摂プログラムにどれほど捕捉されうるかは不明である。プログラムに参加している人々は政府からみて、社会に参加する意志ある者として認識できるが、アンダークラスはそういう意志なき者と認識されているからである。アンダークラスはますます市民権を剥奪された集団として、排除・放置の対象となる。そこにこそソーシャルワーク実践の境界線上の現場があると思われるが、そこに介入することは忌避されていくであろう。

現在のところ、多くのソーシャルワーカーたちは、自らの置かれた状況から疎外され、倦怠が広まっており、それを止揚する手立てが見つからないようには思えない。座して死を待つか、

自由と社会正義に立脚する、解放的ソーシャルワーク実践 (emancipatory social work practice) をどう創造的に築いていくのが岐路となっているといえるだろう。

左派のソーシャルワークに対する評価は、一見したところ、やや事大主義的で、悲観的であるようにも見える。事実そのことは彼ら自身も認めている (Jones in Davies, 2002 : 16)。しかし、このままの状況が推移すれば、つまり資源管理を実行する門衛役が主たる任務として置き換えられてしまうとすれば、ソーシャルワークは、それ自身が生成し活動していくための外堀を埋められてしまい、その専門職としての正統性を蝕まれていくだろう。例え生き永らえるとしても、かつての市民権を復権することのできないものになっていくのではないだろうか。

ではソーシャルワークが再生するためには何を考えていくべきであろうか。「ソーシャルワークを『実践する』ソーシャルワーカー」とはどのようなものを意味するのであろうか、という原点から考えていく必要性が改めて問われてこよう。

ソーシャルワーカーは、現にある制度化された社会サービスをクライアントに供与することだけがその本務ではない。このこと自体は勿論大前提である。しかし、現にある制度化された社会サービスそれ自体も、制度化されるまでの複雑な政治的力学に基づく闘争 (摩擦・抗争や抵抗) の産物であったことを忘れてはならない (Lavalette and Mooney, 2000)。その意味でソーシャルワーカーはそれ以外に、市民社会において沈殿し、その存在を認められずにいる人々の抱える問題を暴き出し、社会的に可視化する任務を負っているのである。また、同時にそのような問題を市民社会に広範に呼びかけて止揚し、新しい制度や実践を創造していくことにコミットしていくことが求められているのである。それらはいわば、ソーシャルワーカーに、かつて指摘された「社会診断家」としての役割と今風にいわれるところの「社会起業家」としての役割を両方担っていくことが求められていることを意味しているといえよう。

## むすびにかえて

われわれは、イギリスの動向から日本におけるソーシャルワークの置かれた状況を考察できるであろうか。果たしてこれがイギリスだけの現象であるとは筆者には思えない。本稿から得られた社会理論を共有しながら、日本におけるソーシャルワークの変質過程を複眼的に検証していくことが早急に求められていると思われる<sup>(5)</sup>。いわゆる包括的自立支援法が社会福祉の全領域を覆おうとしている現在、ソーシャルワーク実践は、政府の規定する制度とそれが強制する自立概念に強引に当てはめられようとしている。しかし、それはソーシャルワークの原理と実践とは相容れない<sup>(6)</sup>。

最後に、ソーシャルワーク実践の原点を確認する意味でも、本稿の主要な分析対象の中心論者であった、クリス・ジョーンズの言葉で締めくくろう。彼は、「なぜわれわれはソーシャルワークに従事するのか (reasons for social work)」と自問するなかで、改めて、ソーシャルワークのクライアントの多くが、貧困とその状況下で苦しんでおり、貧困は今も変化しない、ソーシャ

ルワークにとっての圧倒的な共通問題であることを再確認すべきであること、それは市民社会に沈殿し隠されてしまった人々の存在と生命・生活と最も深く関わっているものであり、その隠されたものを明らかにしながら、それを社会的に可視化して行くことがソーシャルワーク実践そのものであることを強調している (Jones in Davies, 2002 : 7, 17).

そしてこう結論付けている。「それで、われわれはなにをもつのか? .....クライアントを貶めることは、ソーシャルワークを貶めることと同義である。クライアントを尊重すること、それが進歩的で人間的なソーシャルワークの前提条件である。それ以外にない」(Jones in Ferguson et al., 2005 : 107-108)<sup>(7)</sup>.

注

- (5) 日本における (マネジメント主義の影響による) ソーシャルワークの変質を物語るひとコマを覗いてみよう。以下は、難波眞「法改正で施設ケアマネジャーは施設運営の要としての役割を」『GPnet』2005年12月号, 35頁 - 41頁から (引用符の傍点は引用者による)。

「ケアマネジャーの登場で、その立場が変化してきた職種に (老人保健施設の - 引用者) 支援相談員 (ソーシャルワーカーのこと - 引用者) がある。今まで利用者と家族への窓口になっていたのだが、通所とショートステイに関しては、在宅のケアマネジャーが立てたケアプランに基づいて施設利用の相談を受けるようになった。利用者の相談窓口であったときは、支援相談員が日程の調整やベッドの調整について中心的な働きを行ってきたのだが、在宅のケアマネジャーが利用者の単位を考えて日程調整をしてくる。本来必要な日数でなく単位中心の考えである。施設の相談員は、その受付になってしまっている。(原文改行) 入所についても同じだ。施設利用者が施設に来る前の様子をよく知り施設内での事柄を理解し、対処についてはどのような社会資源とつなげていくかということが大切な働きであったが、施設内ケアマネジャーの登場と在宅のケアマネジャーの働きによって、その立場は微妙なものになってきている。(原文改行) ケアマネジャーの資格を持たない支援相談員は、片腕をもがれた鳥のようなものだ。片肺飛行というもので、十分な力が発揮されないままに仕事をしていることになる。したがって、ケアマネジャーの資格を持たないことには、ただの受付と同じことになる」

もちろん、難波はそれゆえにマネジメント主義がソーシャルワーク実践の弊害になっている、と主張しているわけではない。だからこそ、支援相談員はケアマネジメントを執行する資格を有しないと見えない、と指摘しているのみである。

ところがこれにはオチがある。難波は最終的にこう述べている。「施設内ケアマネジャーは、支援相談員に比べると大きな働きをすることになる。これからは複数のケアマネジャーを置くことが理想となってくる。(原文改行) このように考えると、ケアマネジャーの働きは、以前の支援相談員の働きと同じになる。ケアマネジャーが複数いることにより、その老健施設は、老健施設としての働きを十分果たすことができるようになる」(41頁)。

難波本人に悪意はないであろう。彼は本心から施設を良くしようと思って発言しているであろう。しかし彼の言明は、ケアマネジメントさえあればソーシャルワークは必要ないと言っていることに等しいと言えまいか。

- (6) 「資源は、健康・保健医療、教育、住宅、所得のいずれの領域のものであれ、必要 (needs) に応じて分配されるべきである。これがラディカルな社会政策 (radical social policy) の基本原理である」(George and Wilding, 1976, dustjacket)。この諸資源を個々人の必要に応じて「つなぎ合わせて」社会との接点を持たせ、包摂していくことがソーシャルワーク実践なのである。人間が社会的存在である以上、社会から排除されることは人間の否定である。それを止揚するために、ソーシャルワーク



は様々な批判を浴びながらも今日まで長く存続できたのである。しかし、哲学無きソーシャルワーク（マニュアル化した門衛）では実践を切り拓くことはできない。

- (7) 本稿では、主に 1980 年代から 1990 年代の福祉改革とソーシャルワークへの影響を扱った。その意味で、ニュー・ライト（保守党政権）からネオ・リベラリズム（新生労働党政権）に渡る連続性と断絶性の区分への配慮がやや希薄であったかも知れない（例えば大山，2005）。しかし、本稿で取り上げた左派の立場からすれば、新生労働党政権における福祉改革は、ニュー・ライトからの連続性を色濃く有しており、基本的な視角は有効であるという認識を持っているようである（Ferguson, Lavalette, Mooney, 2002；Harris, 2003；Ferguson et al., 2005）。その意味で、彼らの立場のより内在的な分析——彼らの展望する「解放的なソーシャルワーク」実践とマルクス主義理論（特に階級論の復位，ポストモダニズム論への批判，反資本主義運動や基本所得論などへの言及）との関係——については、別稿で論じることしたい。ただし、ブレア政権での政策とソーシャルワークの関係をより綿密に分析していくことそれ自体は、もちろん必要である。今後は左派の立場をより明確にしていくためにも、ブレア政権のソーシャルワークに対する態度との均衡をとりながら、ソーシャルワークの変質過程を複眼的に分析する視点と方法を探究していきたい。

なお、大山による労働党政権の福祉改革動向を紹介した論文では、ニュー・ライト政権と新生労働党政権による福祉改革のそれぞれの特徴と「第三の道」路線によってどれほど貧困が改善されたのかが紹介されている。統計的数値を見る限り、改善した部分が認められるものの、雇用が保証されたといわれる内容そのものの検討は、政策の対象者である貧困者の現実の生活実態などを十分踏まえているものとはいえ、さらにアンダークラスとされる人々がどれほど政府統計で捕捉されているのかも不明である。またソーシャルワークがこうした政策の中でどのような役割を果たしているのかも検討外にある。

#### 引用および参考文献

- 大山博（2005）「英国福祉改革の概観——「Welfare to work」を中心として」『大原社会問題研究所雑誌』No.560.
- 津崎哲雄（2003）『ソーシャルワークと社会福祉——イギリス地方自治体ソーシャルワークの成立と展開』明石書店
- 難波眞（2005）「法改正で施設ケアマネジャーは施設運営の要としての役割を」『GPnet』12月号
- Bhalla, A. and Laperyre, F. (2004), *Poverty and Exclusion in a Global World*, 2nd edition, London: Palgrave. (アシッド・S・バラ, フレデリック・ラペール/福原宏幸, 中村健吾監訳 『グローバル化と社会的排除——貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂)
- Clark, J. (1996), 'After Social Work?' in Parton, N. (ed), *Social Theory, Social Change and Social Work*, London: Routledge.
- Clark, J. et al. (eds.) (2000), *New Managerialism, New Welfare?*, London: SAGE.
- Ferguson, I. and Lavalette, M. (1999), 'Social work, postmodernism and Marxism', *European Journal of Social Work*, Vol.2, no.1.
- Ferguson, I. and Johnstone, C. (2001), 'Postmodernism and Social Welfare: A Critique' in Lavalette, M. and Pratt, A. (eds.), *Social Policy: A Conceptual and Theoretical Introduction*, 2nd edition, London: SAGE.
- Ferguson, I. and Lavalette, M. (2004), 'Beyond Power discourse: alienation and social work', *British Journal of Social Work*, Vol.34.
- Ferguson, I. and Lavalette, M. (2005), 'Another world is possible': social work and the struggle for social justice' in Ferguson, I., Lavalette, M. and Whitmore, E. (eds.), *Globalisation, Global Justice and Social Work*, London: Routledge.

- Ferguson, I., Lavalatte, M. and Mooney, G. (2002), *Rethinking Welfare: A Critical Perspective*, London: SAGE.
- George, V. and Wilding, P. (1976), *Ideology and Social Welfare*, London: Routledge.
- George, V. and Wilding, P. (1994), *Welfare and Ideology*, Hemel Hempstead: Harvester Wheatsheaf.
- Giddens, A. (1998), *The Third Way*, Cambridge: Polity Press. (アンソニー・ギデンズ / 佐和隆光訳 (1999) 『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社)
- Giddens, A. (2000), *The Third Way and Its Critics*, Cambridge: Polity Press. (アンソニー・ギデンズ / 今枝法之・千川剛史訳 (2003) 『第三の道とその批判』晃洋書房)
- Harris, J. (1998), 'Scientific management, bureau-professionalism, new managerialism: the labour process of State social work', *British Journal of Social Work*, Vol.28.
- Harris, J. (2003), *The Social Work Business*, London: Routledge.
- Harris, J. (2005), 'Globalisation, neo-liberal managerialism and UK social work' in Ferguson, I., Lavalette, M. and Whitemore, E. (eds.), *Globalisation, Global Justice and Social Work*, London: Routledge.
- Jones, C. (1983), *State Social Work and the Working Class*, London: Macmillan.
- Jones, C. (1996), 'Anti-intellectualism and the peculiarities of British Social Work Education' in Parton, N. (ed), *Social Theory, Social Change and Social Work*, London: Routledge.
- Jones, C. (1997), 'British social work and the classless society: the failure of a profession' in Jones, H. (ed), *Towards a Classless Society?*, London: Routledge.
- Jones, C. (1998), 'Social Work and society' in Adams, R, Dominelli, L. and Payne, M. (eds), *Social Work: Themes, Issues and Critical debates*, London: Macmillan.
- Jones, C. (2002), 'Poverty and social exclusion' in Davies, M. (ed), *Blackwell Companion to Social Work*, 2nd edition, Oxford: Blackwell.
- Jones, C. (2005), 'The neo-liberal assault: voices from the front line of British state social work' in Ferguson, I., Lavalette, M. and Whitemore, E. (eds.), *Globalisation, Global Justice and Social Work*, London: Routledge.
- Jones, C. and Novak, T. (1993), 'Social Work Today', *British Journal of Social Work*, Vol.23.
- Jones, C. and Novak, T. (1999), *Poverty, Welfare and the Disciplinary State*, London: Routledge.
- Jones, C., Ferguson, I., Lavalette, M. and Penketh, L. (2003), *Social Work and Social Justice: a Manifesto for a New Engaged Practice*. [www.liv.ac.uk/sspsw/manifesto](http://www.liv.ac.uk/sspsw/manifesto).
- Jordan, B. (1988), 'Poverty, social work and the state' in Becker, S. and MacPerson, S. (eds.), *Public Issues and Private Pain*, London: Insight.
- Jordan, B. and Jordan, C. (2000), *Social Work and the Third Way*, London: SAGE.
- Lavalette, M. and Mooney, G. (2000), 'class struggle and social policy' in Lavalette, M. and Mooney, G. (eds.), *Class Struggle and Social Welfare*, London: Routledge.
- Mooney, G. (1998), 'Remorizing' the Poor?: Gender, Class and Philanthropy in Victorian Britain' in Lewis, G. (ed), *forming nation, framing welfare: social policy-welfare, power and diversity*, London: Routledge in associated with the Open University Press.
- Mooney, G. (2000), 'class and social policy' in Lewis, G., Gewirtz, S. and Clarke, J. (eds.), *Rethinking Social Policy*, London: SAGE. (『階級と社会政策』翻訳: 伊藤文人, 未公開)
- Mooney, G. (2001), 'New Labour and New managerialism: privatising the welfare state?' in Lavalette, M. and Pratt, A. (eds.), *Social Policy: A Conceptual and Theoretical Introduction*, 2nd edition, London: SAGE.
- Novak, T. (1988), *Poverty and the State: an historical sociology*, Milton Keynes: the Open University Press.

- Novak, T. (1997), 'Hounding delinquents: the introduction of the Jobseeker's Allowance', *Critical Social Policy*, Vol.50.
- Novak, T. (2001), 'What's in a name? Poverty, the Underclass and social exclusion' in Lavalette, M. and Pratt, A. (eds.), *Social Policy: A Conceptual and Theoretical Introduction*, 2nd edition, London: SAGE.
- Toynbee, P. (2003), *Hard Work: Life in Low Pay Britain*, London: Broomsbury. (ポリー・トインビー / 棕田直子訳 (2005) 『ハードワーク——低賃金で働くということ』東洋経済新報社)
- Seabrook, J. (2001), *The No-Nonsense Guide to Class, Caste and Hierarchies*, New International Publication Ltd (ジェレミー・シーブルック / 渡辺雅男訳 (2004) 『階級社会——グローバル化と不平等』青土社)
- Webb, D. (1996), 'Regulation for radicals: The state, CCETSW and the academy' in Parton, N. (ed), *Social Theory, Social Change and Social Work*, London: Routledge.